

しょうがく ねんせい ちゅうがく ねんせい む
小学4年生～中学3年生向け

さっぽろし 札幌市

こ ひんこんたいさくけいかく あん 子どもの貧困対策計画(案)

いけん き
みなさんの意見を聞かせてください!

ぼしゅうきかん へいせい ねん がつ にち すい
募集期間 平成30年2月7日(水)から
へいせい ねん がつ にち もく
平成30年3月8日(木)まで【必着】

しやくしょ まいにち く なか こま こ こそだ せたい たす
市役所では、毎日の暮らしの中で困っている子どもや子育て世帯を助
け、子どもたちが安心して、ゆめ きぼう をもって成長していけるようにする
ための目標や取組をまとめた「子どもの貧困対策計画」を作っています。
さっぽろ みらい つく いけん さんこう
札幌の未来を創るみなさんのご意見を参考にして、より良い計画にした
いと かんが かんが
と考えていますので、このパンフレットを読んで、気づいたこと、考
えたことを教えてください。

大人の皆さまへ

このパンフレットは、「札幌市子どもの貧困対策計画」の策定にあたり、子どもたちの意見を聞くために作ったものです。ぜひ、お子様と一緒に読んでいただき、ご意見をお寄せください。

また、大人向けの資料は、子ども未来局や各区役所、札幌市ホームページなどでご覧いただけます。



さっぽろし こ みらいきょく
札幌市子ども未来局

市政等資料番号
01-G01-17-2325

どうして今、「子どもの貧困対策」が必要なの？

子どもの貧困って何？

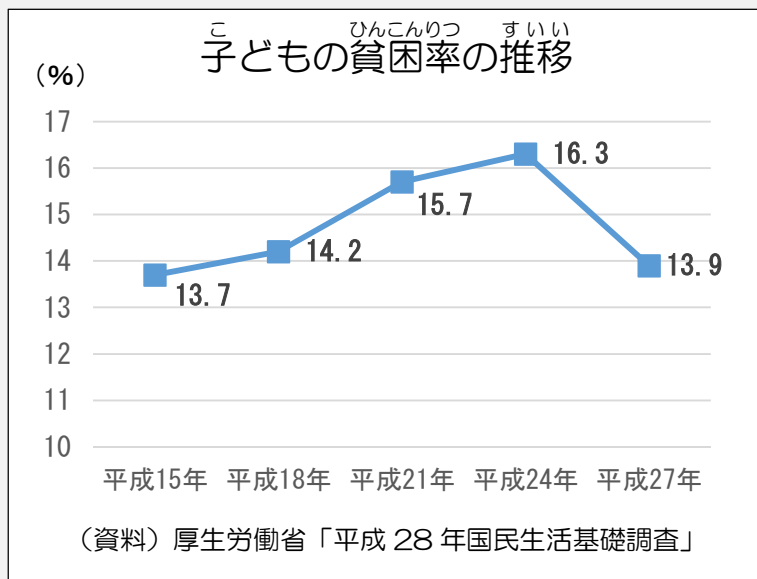
「子どもの貧困」とは、「お金がないなどの理由によって、病院にかかれなかったり、いろいろなことを経験し学ぶことができなかったりして、子どもが健やかに育ち、将来の夢や希望をもつことがむずかしくなってしまう状態」といえます。



- 親が仕事で忙しく、きちんとした食事がとれない
 - 家の学習環境が整わず、勉強の習慣が身につかない
 - 部活動や習い事をやりたいのに、お金がかかるからできない
 - お金の心配があって、進学できない
- その結果、希望する仕事につけない など

17歳以下の子どものうち、平均的な所得の半分を下回る家庭で暮らしている子どもの割合を「子どもの貧困率」といいます。

国がまとめた平成27年時点の子どもの貧困率は、13.9%であり、およそ7人に1人の子どもが貧困の状態にあることがわかっています。

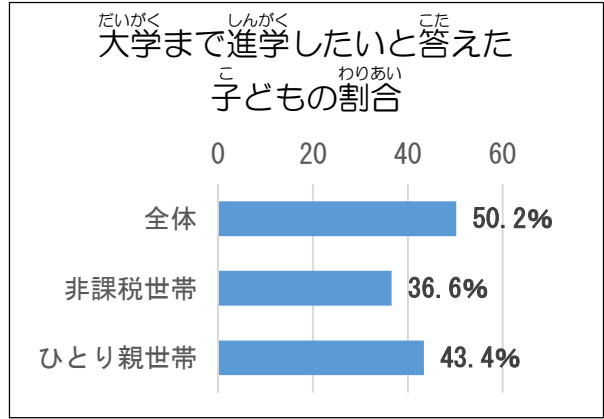
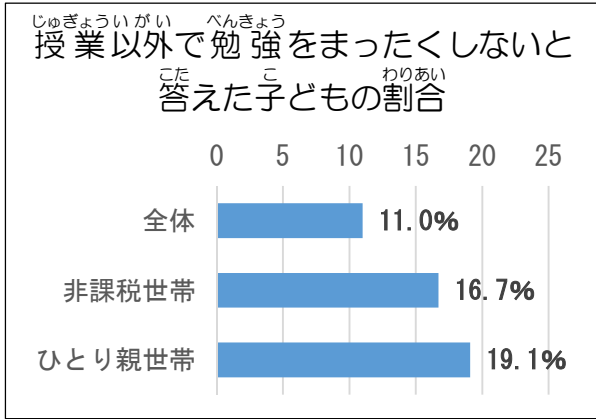


これまでで一番悪い結果だった平成24年の16.3%からは少し良くなりましたが、まだまだ高い割合です。



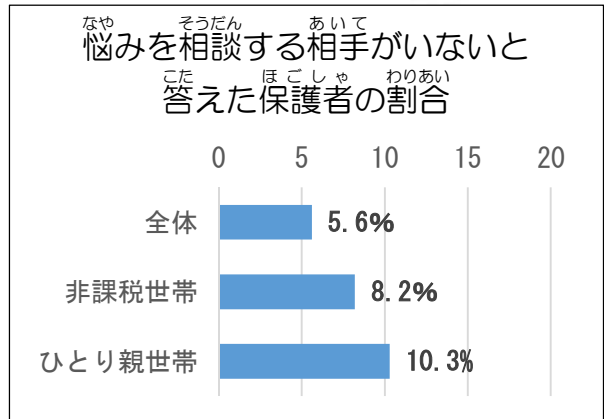
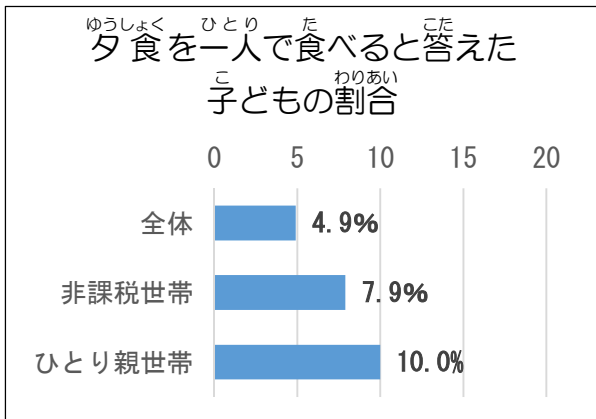
さっぽろし げんじょう 札幌市の現状

けいかく さくてい 計画を策定するにあたって、まずは札幌市の子どもや子育て世帯の
じょうきょう じょうきょう 状況をよく知るために、アンケート調査などを行いました。



- ※ ひかせいせたい しゅうにゅう すく 収入が少ないなどの理由で、じゅうみんぜい かせい 住民税が課税されている人がいない世帯
- ※ ひとりおやせたい ちちおや ははおや ひとり しごと ひとり親世帯：父親または母親が一人で仕事をしながら、こそだ 子育てもしている世帯など

しゅうにゅう すく 収入が少ない世帯や、ひとりおや せたい ひとり親の世帯では、べんきょう 勉強の
しゅうかん み 習慣が身についていなかったり、しんがく きぼう ひく けいこう 進学
の希望が低い傾向にあることがわかります。



ちいき こま 地域で困っている子どもや子育て世帯がいたら、
みんなでささ 支えていく必要があるね。

この調査結果などにもとづいて、どのような支援が必要かを
かんが 考え、けいかく 計画の案を作りました。

けいかく めざ 計画で目指すこと

すべての子どもたちが、安心して生活し、夢と希望をもって成長していけるようにするためには、毎日の暮らしの中で困っている子どもや子育て世帯に周囲から手を差し伸べ、社会全体で支えていくことが大切です。

アンケート調査などからわかった札幌市の状況も踏まえ、この計画の「**基本理念**」を次のとおり決めました。

子どもが、生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしながら、夢と希望をもって成長していくことができるまちを目指します



※「基本理念」とは、計画のもとになる考え方、この計画の目指すべき姿をあらわしています。

札幌市では、子どもの視点に立って、毎日の暮らしの中で困っている子どもや、その保護者への支援に取り組んでいきます。

札幌市には、子どもが幸せに過ごすことができるまちを目指してつくった「**子どもの権利条例**」という決まりがあります。

すべての子どもは、未来と世界に羽ばたく可能性に満ちた、かけがえのない存在です。そして、一人一人の子どもが安心して、自分らしく、豊かに成長・発達していく権利をもっています。

計画の基本理念には、この権利条例の考え方が取り入れられています。

次のページからは、この計画で具体的に取り組むことを紹介します。

けいかく と く 計画で取り組むこと①

1 こんなん かなか こ せたい そうき はあく 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、 ひつよう しえん とりくみ 必要な支援につなげる取組

- まいにち く なか こま こ せたい そうき はあく よ
毎日の暮らしの中で困っている子どもや世帯を早期に把握し、寄り
そ 添いながら必要な支援につなげていく仕組みをつくりま
ひつよう しえん
す。
- ちいき しえんきかん だんたい きょうりょく さっぽろ ぜんたい こ ひんこん
地域の支援機関や団体と協力し、札幌のまち全体で子どもの貧困
たいさく と く
対策に取り組めます。
- いろいろな支援制度や相談窓口の情 報を分かりやすく届けるため
しえんせいど そうだんまどぐち じょうほう わ とく
に、広報の充実に取り組めます。
こうほう じゅうじつ と く

なや こま
悩みや困っていることを相談しやすくしたり、
ひつよう しえん う
必要な支援を受けやすくするためには、どんな
くふう
工夫ができるかな？



2 こ 子どもの ぞだ まな ささ とりくみ 育ちと学びを支える取組

- にゅうようじき こ たいしやう かくしゅけんしん とりくみ こそだ
乳幼児期の子どもを対象とした各種健診などの取組とともに、子育
せたい ふあん かいしやう そうだんしえん ほいく ていきやう
て世帯の不安を解消する相談支援や、保育サービスの提供など、
ほごしゃ しえん と く
保護者への支援にも取り組めます。
- こ あんしん まな しゅうにゅう すく せたい
子どもが安心して学ぶことができるよう、収入が少ない世帯やひ
おや せたい がくしゅうしえん
とり親の世帯への学習支援や、スクールソーシャルワーカーなどに
そうだんしえん おこな
よる相談支援を行います。
- ほうかご こ いばしよ こ しゃかいせい はくく
放課後の子どもの居場所づくりや、子どもの社会性を育むさまざま
たいけんかつどう きかい ていきやう おこな
な体験活動の機会の提供を行います。

こ う おお
子どもが生まれて、大きくなるまで、いろいろなことを
まな けいけん げんき せいちやう
学んだり経験しながら、元気に成長していくためには、
とりくみ ひつよう
どんな取組が必要かな？



けいかく と く 計画で取り組むこと②

3 こんなん かなか わかもの ささ とりくみ 困難を抱える若者を支える取組

- わかもの しえんそうごう わかもの しゃかいてき じりつ む がくしゅう
若者支援総合センターなどで、若者の社会的な自立に向けた学習
しえん しんろしえん しゅうろうしえん おこな
支援や進路支援、就労支援などを行います。
- ひきこもり ちいきしえん ひきこもりの じょうたい ひと
ひきこもり地域支援センターなどで、ひきこもりの状態にある人
と、その かせく しえん おこな
家族への支援を行います。

だいがく しんがく しゅうしよく しゃかいてき じりつ む
大学への進学や就職など、社会的な自立に向けて
こんなん かなか わかもの しえん ひつよう
困難を抱えている若者へは、どんな支援が必要かな？



4 ほごしゃ しゅうろう せいかつきぼん かくほ 保護者の就労や生活基盤の確保

- こそだ せたい く あんてい む ほごしゃ しゅうろうしえん おこな
子育て世帯の暮らしの安定に向けて、保護者への就労支援を行うと
かくしゅてあて しきゅう じゅうたくかくほ しえん おこな
ともに、各種手当の支給や住宅確保の支援を行います。



こそだ せたい こ おとな あんしん
子育て世帯の子どもも大人も、安心して
せいかつ しえん ひつよう
生活するためにはどんな支援が必要かな？

5 とく はいりょ よう こ せたい ささ とりくみ 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組

- じどうようごしせつ く こ おや せたい しゅうにゅう すく
児童養護施設などで暮らす子どもやひとり親の世帯、収入が少ない
せたい こんなん かなか こ せたい せいかつじょうきょう おう
世帯など、困難を抱えやすい子どもや世帯へは、生活状況に応じた
こま しえん おこな
きめ細かな支援を行います。

※ じどうようごしせつ
児童養護施設：
ほごしゃ ほごしゃ
保護者がいなかったり、保護者の
てきせつ よういく う
適切な養育を受けられなかったり
こ く よういく しえん
する子どもが暮らし、養育や支援
う
を受けている施設

こんなん かなか こんなん
困難を抱えていたり、困難を
かなか こ せたい
抱えやすい子どもや世帯には、
しえん ひつよう
どんな支援が必要かな？



札幌市子どもの貧困対策計画(案) ご意見応募用紙

お名前：年齢：歳 (学年年)

ご住所：

このパンフレットをよんで、気づいたことや考えたことを教えてください。
ご意見を書くときは、「何ページ」の「何について」というように、できるだけ具体的に書いてください。

ページ・項目	ご意見

きりぬぎ

平成30年3月8日(木)に必ず届くように、お持ちいただくか、郵送、ファックス、電子メールにより送ってください。

<お問い合わせ先>
 札幌市子ども未来局 子ども育成部 子どもの権利推進課
 〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル3階
 電話：011-211-2942 FAX：011-211-2943
 電子メール：kodomo.kenri@city.sapporo.jp
 ホームページ：http://www.city.sapporo.jp/kodomo/torikumi/taisaku/

- ※お持ちいただく場合、受付時間は平日の午前8時45分から午後5時15分までです。お電話での受付は行っていません。
- ※学校で記入用紙を取りまとめている場合は、学校に提出してください。
- ※意見の概要を発表するときに、お名前・ご住所は公表しませんが、学年は紹介する場合があります。